

○入札時における工事(委託)費内訳書の提出の取扱いについて

平成27年3月19日建管第2597号

各部長、各種委員会事務局長、議会議務局長、
各部局長、各地方部局長あて農政部長、水産
林務部長、建設部長、出納局長

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）が改正され、入札談合等の不正行為の防止などのための措置として、「建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない」（適正化法第12条）とされたところです。

北海道においても、適正化法の改正の趣旨や、積算技術の向上を図る観点から、工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務の競争入札において、入札参加者全員に入札書と同時に、工事（委託）費内訳書の提出の義務付けすることとし、このことに関し必要な事項を別紙のとおり定めたので、事務処理を適正に行ってください。

なお、この扱いは、平成27年4月1日以降において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用することとし、「工事（委託）費内訳書の入札時提出の取扱いについて」（平成17年12月28日付け建管第1157号（以下「従前の取扱い」という。））は、平成27年4月1日をもって廃止することとする。

また、平成27年3月31日以前に入札の公告又は指名通知を行う工事等については、なお従前の取扱いによることとする。

農政部農村振興局事業調整課事業管理グループ
水産林務部総務課管理グループ
建設部建設政策局建設管理課工事管理グループ
出納局財務指導課企画グループ

入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱い

1 目的

この取扱いは、入札談合等の不正行為の防止及び積算技術の向上を目的とし、工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）の競争入札において、入札書と同時に、工事（委託）費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出の義務付けを、入札参加者全員に行うことに関し必要な事項を定めることとする。

なお、当該入札が電子入札による場合については、北海道電子入札運用基準（平成18年12月28日付け情政第1328号総務部長、企画振興部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道電子入札運用基準の制定について」以下「運用基準」という。）に基づくものとする。

2 対象の入札

内訳書の提出を義務付ける入札は、各発注機関が所管する工事等のうち、競争入札により発注するものすべてを対象とする。

3 内訳書の記載方法及び提出方法

(1) 入札者は、内訳書の記載に当たり、支出負担行為担当者（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第204条の19又は第204条の20の規定に基づき依頼を受けた建設部長又は出納局長を含む。以下同じ。）が工事等の入札ごとに示す内訳書様式の項目に対応する金額を記載することとする。

(2) 入札者が内訳書を提出する場合には、封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に、入札執行者が入札書の提出箇所とは別に指示する箇所に提出することとする。

また、提出した内訳書については、書換え、引換え、又は撤回をすることは認めない。

なお、電子入札の場合にあつては、運用基準第2章4-1に基づき内訳書を提出するものとし、提出された内訳書については、運用基準第2章1-6(1)による電子入札案件の登録情報の変更前に内訳書を提出している場合に限り、当該変更に合わせて再提出することができるものとする。

4 内訳書の提出確認

初度の入札書提出時に内訳書を提出するものとする。

なお、内訳書の提出がない入札者の入札は無効とする。

5 内訳書の内容を確認する工事等の選定方法

(1) 原則として、入札を行う日の全入札の中から、内訳書の内容を確認する工事等（以下「確認案件」という。）を、1件以上選定するものとする。

(2) 確認案件の選定については、入札執行に先立って、入札参加者の前で、入札執行者がくじ又は番号を記入した札を引くことなどにより行うこととする。

なお、電子入札の場合にあつては、運用基準第2章8-2における立会者の前で選定するものとする。

(3) 入札執行者は、(2)により選定した確認案件を、口頭により、入札参加者へ通知するものとする。

なお、電子入札の場合にあつては、電子入札システムの入札状況登録機能により、選定した確認案件の入札参加者へ通知するものとする。

6 内訳書の内容確認

(1) 入札執行者は、入札価格を読み上げた上で、落札決定を保留し、提出された内訳書の内容確認を行うこととする。この場合において、当該内訳書が、次のいずれかに該当するときは、当該内訳書に係る入札を無効とする。

ア 内訳書の記載金額（合計金額）その他当該内訳書の要件が確認できない場合

イ 内訳書に記名押印がない場合（電子入札の場合を除く。）

ウ 入札者（代理人による入札の場合にあっては当該代理人）以外の者が内訳書を提出した場合

エ 内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合

オ 3の(1)の規定により示す内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合

(2) 支出負担行為担当者は、内訳書の内容確認の結果、次のいずれかに該当する場合は、談合情報対応手続（平成12年6月21日付け局総第224号出納局長通達「談合情報対応手続の制定について」（以下「通達」という。））第1の1の(4)のオの(オ)に該当するものとして、通達に定める対応を行うこととする。

ア 入札参加者全員の内訳書の記載金額に同一性があると判断されるもの

イ 入札参加者全員の内訳書に同じ誤りや印刷時の汚れがあるなど、同一性があると判断されるもの

(3) 開札を行った日において、確認案件に係るすべての内訳書の内容確認ができない場合は後日、入札結果を入札参加者に別記第1号様式により通知するものとする。この場合において、無効入札に該当した入札参加者には、別記第2号様式により通知するものとする。

6 入札手続等の留意事項

内訳書提出入札の実施並びに3、4及び6の(1)の事項については、入札の公告、指名通知等において明らかにするものとする。